

## 大都市における水道料金及び下水道使用料の福祉減免制度について

### (1) 水道料金

(平成30年7月1日現在)

都市	減免対象	減免内容
京都市	減免制度なし	—
札幌市	減免制度なし	—
仙台市	1 生活保護世帯 2 市民税非課税世帯	基本料金相当額
さいたま市	1 生活保護世帯 2 児童扶養手当受給世帯 3 市民税非課税世帯	口径13mmの基本料金
東京都	1 生活保護世帯 2 児童扶養手当受給世帯 3 特別児童扶養手当受給世帯 4 社会福祉施設	1月につき10m <sup>3</sup> までの料金 料金の10%
川崎市	1 障害者世帯 2 要介護高齢者世帯	基本料金
横浜市	1 生活保護ひとり親世帯 2 障害者世帯 3 要介護（4及び5）世帯 4 ひとり親家庭等医療費助成世帯 5 特別児童扶養手当受給世帯	基本料金
新潟市	減免制度なし	—
静岡市	減免制度なし	—
浜松市	減免制度なし	—
名古屋市	1 生活保護世帯 2 高齢者世帯 3 障害者世帯 4 児童扶養手当受給世帯 5 障害児世帯	専用 705円（各減免世帯における料金基礎額が705円に満たない場合は、当該料金基礎額） 共用 670円（各減免世帯における料金基礎額が670円に満たない場合は、当該料金基礎額）
大阪市	減免制度なし	—
堺市	減免制度なし	—
神戸市	1 社会福祉施設	従量料金の10%
岡山市	減免制度なし	—
広島市	1 生活保護世帯 2 障害者世帯 3 寝たきり老人等世帯 4 ひとり親世帯 5 社会福祉施設	1月につき10m <sup>3</sup> までの料金
北九州市	減免制度なし	—
福岡市	減免制度なし	—
熊本市	1 福祉的配慮が必要な場合	通常の料金の数倍の料金であり、かつ、料金の支払を延納又は分納しても支払が困難である場合に、前年同期水量若しくは平均水量等のうち、最も妥当と認めるもの。

注 東京都及び政令指定都市（県が主に事業を実施する千葉市、相模原市を除く）計19都市

## (2) 下水道使用料

(平成30年7月1日現在)

都市	減免対象	減免内容
京都市	減免制度なし	—
札幌市	減免制度なし	—
仙台市	1 生活保護世帯	全額
	2 市民税非課税世帯	基本使用料
さいたま市	1 生活保護世帯	全額
	2 児童扶養手当受給世帯	1月につき10m <sup>3</sup> までの使用料
	3 市民税非課税世帯	
千葉市	1 生活保護世帯	全額
	2 障害者世帯	1月につき10m <sup>3</sup> までの使用料
	3 要介護(4及び5)世帯(65才以上)	
東京都	1 生活保護世帯	基本使用料
	2 児童扶養手当受給世帯	
	3 特別児童扶養手当受給世帯	
	4 高齢者世帯	使用料の20%
	5 社会福祉施設	
川崎市	1 障害者世帯	1月につき10m <sup>3</sup> までの使用料
	2 要介護(4及び5)世帯(65才以上)	
	3 社会福祉施設	使用料の10%
	4 医療施設	
横浜市	1 生活保護ひとり親世帯	基本使用料
	2 障害者世帯	
	3 要介護(4及び5)世帯	
	4 ひとり親家庭等医療費助成世帯	
	5 特別児童扶養手当受給世帯	
相模原市	1 生活保護世帯	全額
	2 障害者世帯	基本使用料
	3 要介護(4及び5)世帯	
新潟市	1 生活保護世帯	全額(平成22年7月1日廃止, ※合流区域の未接続生保世帯のみ減免継続)
静岡市	1 生活保護世帯	基本使用料
浜松市	1 生活保護世帯	基本使用料
名古屋市	1 生活保護世帯	専用 基本使用料 共用 1月につき10m <sup>3</sup> までの使用料
	2 高齢者世帯	
	3 障害者世帯	
	4 児童扶養手当受給世帯	
	5 障害児世帯	
大阪市	減免制度なし	—
堺市	減免制度なし	—
神戸市	1 社会福祉施設	5割相当額の減額
岡山市	減免制度なし	—
広島市	1 生活保護世帯	1月につき10m <sup>3</sup> までの使用料
	2 障害者世帯	
	3 寝たきり老人等世帯	
	4 ひとり親世帯	
	5 社会福祉施設	
北九州市	1 生活保護世帯	基本使用料
福岡市	減免制度なし	—
熊本市	1 福祉的配慮が必要な場合	通常の使用料の数倍の使用料であり, かつ, 使用料の支払を延納又は分納しても支払が困難である場合に, 前年同期水量若しくは平均水量等のうち, 最も妥当と認めるもの。

注 東京都及び政令指定都市計21都市



## 営業所別停水予告・停水実施について（過去3年間）

(単位 件)

営業所 \ 年 度		2 7	2 8	2 9
東 部	停水予告	4,303	4,057	3,974
	停水実施	744	722	762
北 部	停水予告	2,979	2,985	2,531
	停水実施	447	470	387
西 部	停水予告	4,411	4,054	3,847
	停水実施	537	465	584
左 京	停水予告	2,096	1,859	1,791
	停水実施	272	230	228
南 部	停水予告	4,687	4,682	4,541
	停水実施	844	898	861

注1 件数には、再編前の営業所のものを含む。

(東部営業所) 平成28年4月に東山営業所及び山科営業所を統合し開設

(北部営業所) 平成27年5月に北営業所及び丸太町営業所を統合し開設

(西部営業所) 平成29年7月に右京営業所及び西京営業所を統合し開設

(南部営業所) 平成27年5月に九条営業所及び伏見営業所を統合し開設

注2 左京営業所は、平成30年5月に北部営業所に統合した。

## 鉛製給水管取替工事助成金制度の利用実績

年度	助成件数	助成金額（千円）
19	20	893
20	40	1,714
21	45	2,088
22	80	3,133
23	78	3,269
24	58	2,549
25	81	2,636
26	23	1,076
27	44	1,842
28	24	1,118
29	51	3,500

注1 助成金制度は、平成19年6月から実施。平成29年度から助成金額の上限を5万円から10万円に増額。

2 消費税及び地方消費税を含む額である。

雨水貯留施設及び雨水浸透ます設置助成金制度の利用実績について  
 (平成29年度)

	申請件数 (件)	設置数 (基)	助成金額 (千円)
雨水貯留施設	69	92	2,562
雨水浸透ます	24	246	6,570

注 消費税及び地方消費税を含む額である。

## 雨水幹線の現状と今後の整備予定

### (1) 整備済の雨水幹線

施設名	事業内容	供用開始	貯留容量 (m <sup>3</sup> )	建設事業費 (億円)
吉祥院幹線	口径 800 ~ 2,800 mm 延長 4,840 m	平成6年度	13,000	110
伏見幹線	口径 6,000 mm 延長 1,110 m	平成14年度	31,000	48
西羽束師川1-1号幹線	口径 3,250 ~ 5,250 mm 延長 6,630 m	平成16年度	78,000	404
桃山雨水幹線	口径 4,000 mm 延長 1,800 m	平成16年度	22,600	33
有栖川中央、北、南幹線	口径 2,200 ~ 4,500 mm 延長 3,430 m	平成19年度	39,000	98
堀川中央幹線	口径 6,000 mm 延長 2,690 m	平成20年度	70,000	133
堀川北、北山、今宮幹線	口径 1,800 ~ 3,750 mm 延長 2,160 m	平成20年度	30,000	83
東大路幹線	口径 1,350 ~ 4,500 mm 延長 8,100 m	平成23年度	67,000	445
大手筋、南、北幹線	口径 1,100 ~ 3,000 mm 延長 2,420 m	平成27年度	9,000	69
七条西、七条東幹線	口径 3,000 ~ 3,500 mm 延長 3,750 m	平成27年度	32,500	96
塩小路幹線	口径 3,200 mm 延長 1,720 m	平成28年度	13,600	39
朱雀北幹線	口径 2,300 mm 延長 1,750 m	平成28年度	7,300	19
山科三条雨水幹線	口径 1,500 mm 延長 2,260 m	平成28年度	4,000	18

注1 建設事業費には、幹線に接続する支線を含む。

2 消費税及び地方消費税を含む額である。

### (2) 今後整備予定の雨水幹線

施設名	事業内容	供用開始	貯留容量 (m <sup>3</sup> )	建設事業費 (億円)
新川6号幹線	口径 2,200 mm 延長 1,180 m	平成30年度 (予定)	4,600	20
花見小路幹線	口径 1,800 mm 延長 840 m	平成30年度 (予定)	2,000	15
山科川13-1号雨水幹線	口径 3,500 mm 延長 770 m	平成31年度 (予定)	7,400	25
伏見第3導水きよ	口径 3,000 mm 延長 2,200 m	平成31年度 (予定)	16,200	35
西部1号・2号分流幹線	口径 2,200 ~ 2,800 mm 延長 1,000 m	平成34年度 (予定)	4,300	(入札前)

注1 建設事業費には、幹線に接続する支線を含む。

2 消費税及び地方消費税を含む額である。



上下水道局がこれまで行った委託化と今後の計画と  
委託料一覧（効率化推進計画に基づくもの）

1 これまでに行った委託化について

（単位 千円）

業務名		委託料 (29年度決算)
水道事業	水道メーター点検	319,311
	水道メーター取替え	198,775
	潜在漏水調査	104,058
	加圧施設運転管理	104,000
	未納集金	52,228
	営業所水道開閉栓	46,680
	休日・夜間電話受付	30,333
	水道メーター修理	9,140
	疏水維持作業	7,275
	水道メーター試験	498
公共下水道事業	汚泥処理施設運転管理	801,992
	水環境保全センター運転管理	177,299
	井水認定	60,269
	排水設備工事確認及び竣工検査	56,156
	下水道施設巡視点検	43,766
	下水道普及勧奨	18,900
共通	文書交換	15,088

注 消費税及び地方消費税を控除した額である。

2 今後の計画について

業務名	委託実施予定年度 (平成)
営業所水道開閉栓（東部，西部，左京）	30年度
本庁舎お客さま窓口サービスコーナー運営	31年度
浄水場運転管理（松ヶ崎）	32年度
水道水質検査	32年度
水環境保全センター運転管理 （鳥羽，石田，伏見）	30年度から順次実施
下水道管路管理センター管路維持管理 （西部）	32年度
下水汚泥固形燃料化炉運転管理	33年度

注1 北部営業所及び南部営業所については、委託実施済み。

注2 鳥羽水環境保全センター吉祥院支所，石田水環境保全センターの一部については、委託実施済み。